

農薬販売者の届出の手引き

(令和8年1月)

埼玉県病害虫防除所

－ 目 次 －

目次	1
1 概略	2
2 提出対象者	2
3 届出の種類と期日、様式について	2
4 届出の方法	3
5 その他 受理通知と届出書副本の返送	5
6 記入例	
(1) 開設・増設(様式1-1)	6
(2) 様式1-2	7
(参考) 帳簿の例	8
(3) 変更(様式2)	9
(4) 様式2別紙1 代表者等の変更が生じた埼玉県内農薬販売店一覧	10
(5) 様式2別紙2 住所や名称に変更が生じた埼玉県内農薬販売店一覧	11
(6) 廃止(様式3)	12
(7) 様式3別紙 廃止する埼玉県内農薬販売店一覧	13
参考 農薬取締法その他関係法令について	14

農薬販売者の届出について

1 概 略

農薬を販売する者は、農薬取締法第17条第1項の規定に基づき、販売所ごとに、氏名、住所及び販売所の名称を当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることが義務付けられています。

2 対象者

農薬を販売する全ての方（個人、法人）が対象となります。

また、次のケース等も対象となります。

- ① 事務所を構えずに自宅などで農薬を通信販売する。
- ② 入手した農薬を転売する。
- ③ 農薬を無償譲渡する。

3 届出の種類と期日、様式について

（1）開設、店舗の増設、届出内容の変更、事業の廃止を行う場合

届出は各内容に応じて、該当する全ての販売所（店舗）ごとに1部を提出してください。

ただし、変更と廃止については、様式に農薬販売店一覧表（P10～11、P13参照）を添付していただく事で一括して手続することが可能です。

区分	届出の内容		届出期日	様式	記入例
①開設	埼玉県内で新たに農薬販売を開始する。		販売開始の日まで	様式	
②増設	既に埼玉県内で農薬を販売しており、新たな農薬販売店を増設する。		増設の日から2週間以内	1－1 1－2	P 6～7
③変更	届出者	ア 代表者の変更	変更が生じた日から2週間以内	様式2	P 9～11
		イ 名称の変更			
		ウ 住所の変更 ※1			
	販売所	ア 住所の変更 ※1			
		イ 名称の変更			
④廃止	農薬販売業を取りやめる。（店舗の閉鎖や農薬販売の取りやめ等）		廃止の日から2週間以内	様式3	P12～13

※1 市町村合併や区画整理事業等に伴う住居表示の変更に伴う変更で、実質的な移転を伴わない場合は不要です。

（2）事業の廃止後に、新たに事業を継続する場合（過去の事例）

該当する全ての販売所（店舗）ごとに1部を提出してください。

廃止届は様式に農薬販売店一覧表（P13 参照）を添付していただく事で一括して手続することが可能です。

変更内容	手続方法	廃止の手続き		開設等の手続き	
		期限	様式	期限	様式
① これまでの法人が別法人に変更された。	旧法人で廃止届を提出し、新法人で開設届を提出する。	廃止の日から2週間以内	様式3	販売開始の日まで	様式 1-1 1-2
② 法人格を有しない個人経営者で代表者が変更された。	旧経営者が廃止届を提出し、新経営者が開設届を提出する。				
③ 法人格を有しない個人経営者が法人経営に移行した。	旧個人経営者が廃止届を提出し、新法人が開設届を提出する。				
④ 有限会社から、株式会社に変更された。	有限会社A社が廃止届を提出し、株式会社A社が開設届を提出する。				
⑤ 法人A社が法人B社に合併された。 法人B社は既存の農薬販売店が埼玉県内にない。	法人A社が廃止届を提出し、法人B社が開設届を提出する。				
⑥ 法人A社が法人B社に合併された。 法人B社は既存の農薬販売店が埼玉県内にある。	法人A社が廃止届を提出し、法人B社が増設届を提出する。				

（3）届出様式について

「埼玉県病害虫防除所」でネット検索していただき、当所のホームページから必要な様式をダウンロードして御利用ください。

4 届出の方法

（1）郵送や持参による方法

該当する様式に次の書類を同封の上、埼玉県病害虫防除所あてに郵送または御持参ください。

届出内容の審査後に郵送で受理通知書と審査後の届出書をお送りします。

ア 同封していただく書類等

① 担当者様の所属、氏名、連絡先（TEL・FAX・メールアドレス）を記載した

書面（様式任意）

② 切手を貼った返信用封筒

イ 宛先

所在地：〒360-0102 熊谷市須賀広 784 埼玉県農業技術研究センター内
名 称：埼玉県病害虫防除所（農薬販売届在中と記載してください）

（2）電子メールによる方法

各様式を当所に電子メールで送信していただき、受理通知と審査後の届出書の返信は、当所から埼玉県が使用しているファイル送信システム（SECURE DELIVER）（securedeliver@i-securedeliver.jp）を利用して返信します。

ア 届出者から当所への送信について

① アドレス k3603118@pref.saitama.lg.jp

② 件 名 農薬販売届について（発信者名 若しくは事業所）

③ 添付書類 各様式のファイル（ワード・エクセルあるいはPDF）を添付してください。

④ 連絡事項 メール本文には次の事項を御記入ください

・事業所名 ・部署名 ・所在地 ・電話番号 ・担当者氏名

・受理通知の送付先メールアドレス（問い合わせをさせていただく先）

・農薬販売届の内容（開設、増設、変更、廃止の別）

⑤ その他

・データ容量が大きく（10MB以上）送信できない場合は、電話連絡をお願いします。

・必要に応じて添付ファイルのパスワード設定をお願いします。（任意）

イ 当所から届出者への返信と受信について

届出内容の審査後に電子メールで受理通知書と審査後の届出書をお送りします。

ファイル送信システム（SECURE DELIVER）を利用した返信の概略

当所が SECURE DELIVER から必要書類等を送信します。



SECURE DELIVER から届出者に案内メールが送信されます。



届出者に案内メールに記載された URL にアクセスしていただきます。



パスワード通知ボタンをクリックしていただきます。



SECURE DELIVER から届出者にメールでパスワードが通知されます。



パスワードを入力して、ファイルをダウンロードしていただきます。

ウ その他

① 当所から届出者に届くメール発信元は SECURE DELIVER であり、

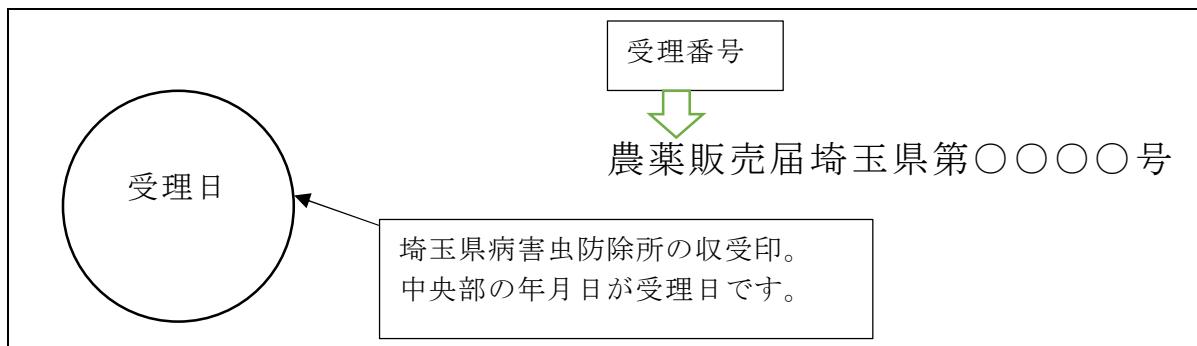
埼玉県病害虫防除所とはなりませんので御注意ください。

- ② ファイル送受信システムは、ファイルのダウンロード期間が休日込みで最長7日間となっておりますので、御指定されたアドレスのメールを定期的に御確認ください。

5 受理通知と届出書副本について

返送した販売届は届出を行ったことを証明する重要な書類です。再発行はできませんので、大切に保管してください。

複数の農薬販売店舗を有する場合は、本社（届出者）あるいは各店舗が原本あるいはコピーを保管してください。



6 記入例

(1) 開設・増設 (様式 1-1)

様式 1-1 (農薬取締法第 17 条関係)

農 薬 販 売 届 (開設・増設)

いずれかを○で囲んでください。

埼玉県知事 宛

令和 8 年 1 月 5 日

開設は販売開始の日まで、
増設は増設した日から 2 週間以内です。

法人の場合は、名称、代
表者の職・氏名を記入し
てください。

住所 さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
氏名 株式会社 浦和商店
代表取締役 埼玉 太郎
TEL 048-824-2111

押印は不要です。

農薬取締法第 17 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所の所在地及び名称等

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 所在地 さいたま市大宮区〇〇1 丁目 1 番 1 号
名 称 浦和商店 大宮支店
TEL 048-〇〇〇-〇〇〇〇

2 販売開始年月日

令和 8 年 1 月 9 日

該当事項をチェックしてく
ださい。

3 卸売又は小売の別及び業種

(1) 卸売又は小売の別 (該当にチェック)

卸売 小売 卸売・小売

(2) 小売の場合の業種 (該当にチェック。複数チェック可)

農業協同組合 薬局・医薬品販売業

農業資材販売 (種苗、肥料等) ホームセンター

インターネット その他 ()

4 受理日・受理番号 (記入しないでください。)

備考 記の 1 における「販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

(2) 様式 1-2

開設、増設のいずれの場合も添付してください。
全ての事項を理解していただき「✓ (チェック)」を入れてください。

(様式 1-2)

農薬の販売を行う際の遵守事項について

販売者の変更、廃止の届出(第 17 条)

- 届出事項中に変更を生じたときは、その日から 2 週間以内に県知事へ届け出る。
- 販売を廃止する場合も、その日から 2 週間以内に県知事へ届け出る。

農薬の販売の制限又は禁止等(第 18 条)

- 容器又は包装に第 16 条(登録番号、農薬の種類、使用方法 他)の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売しない。

帳簿(第 20 条)

- 帳簿を備え付け、農薬の種類別に、年月日、譲受数量及び譲渡数量を記載し、最終の記載の日から 3 年間その帳簿を保存する(帳簿については電磁的記録によるものも可)。
- 水質汚濁性農薬(シマジン)については、年月日、譲受数量及び譲渡先別譲渡数量を記載し、最終の記載の日から 3 年間その帳簿を保存する。

その他農薬取締法関連事項(第 21 条)

- 農薬の有効成分の含有量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をしない。また無登録農薬について登録を受けていると誤認させるような宣伝をしない。
(農薬としての効能効果をうたう又は病害虫の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあるため注意する。)

毒物または劇物を販売、授与等する場合

- 毒物及び劇物取締法による遵守事項や手続きがあるため、販売所の所在地を管轄する保健所に問い合わせる。

農薬保管管理(「農薬の保管管理等の徹底について」通知)

- 農薬の保管管理の徹底及び盗難、紛失の防止に万全を期す。
- 万一、盗難、紛失事故が発生した場合は直ちに警察署に届ける。
- 毒物又は劇物に該当する農薬は、さらに以下に努める。
 - 鍵のかかる農薬の保管庫等の整備等一層の保管管理の徹底を図ること。
 - 農薬の保管量の定期的な把握、利用状況の記録の整備等を図ること。

その他

- 店舗にて、農薬は安定した場所に陳列する。また食品とは別の棚に、生産資材とは区分けして陳列する。
- 保管倉庫は雨水の浸水のない構造にする。生産資材や食品と明確に区分けして保管する。
- 有効期限切れの農薬の陳列、販売をしない。

様式 1-1 の届出日と同じ日
となります。

上記の事項について内容を理解し、遵守します。

法人の場合は、名称、代表者の
職・氏名を記入してください。

令和 8 年 1 月 5 日
氏名 株式会社 浦和商店
代表取締役 埼玉 太郎

押印は不要です。

(参考) 帳簿の例

農薬販売者には、帳簿を備え付け、記載し、最終の記載の日から3年間その帳簿を保存する方が義務づけられています。

下記は参考様式であり、必要な情報が管理できれば、様式・方法（紙面、電子データ）は問いません。

(例1) 農薬全般

品目	○○乳剤※1	規格	○○ml	数量単位	本
----	--------	----	------	------	---

年月日	譲受・譲渡先※2	譲受数量	譲渡数量	残高※3	備考
3.1.4	(株)○○商会	10		10	
3.1.5	売上		2	8	
3.1.8	売上		2	6	

※1：農薬の種類・規格ごとに管理し数量を把握できるようにしてください。

※2：農薬取締法では、譲渡先の記載は求められておりませんが、水質汚濁性農薬については必要となります。

※3：残高数を帳簿で管理し、実際の数量と照合してください。

※4：毒物または劇物については、毒物及び劇物取締法による譲渡手続きの規定がありますので、詳しくは販売所を管轄する保健所にお尋ねください。

(例2) 水質汚濁性農薬

シマジン剤（除草剤）は、水質汚濁性農薬に指定されているため、譲受数量及び譲渡先別譲渡数量を記載する必要があります。

品目	シマジン○○	規格	○○g	数量単位	袋
----	--------	----	-----	------	---

年月日	譲受・譲渡先	譲受数量	譲渡数量	残高	備考
3.1.4	(株)○○商会	10		11	
3.1.5	売上 埼玉太郎		2		さいたま市浦和区高砂○-○
3.1.8	売上 浦和次郎		2		さいたま市浦和区常盤○-○

(3) 変更 (様式 2)

様式 2 (農薬取締法第 17 条関係)

農 薬 販 売 届 (変更)

法人の場合は、名称、代表者の職・氏名を記入してください。

住所・氏名等で変更があつた場合は、変更後の住所・氏名等を記入してください。

変更が生じた日から 2 週間以内です。 令和 8 年 1 月 9 日

住所
氏名

さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

株式会社 浦和商店

代表取締役 埼玉 次郎

TEL

048-824-2111

押印は不要です。

農薬取締法第 17 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

以下、様式 2 別紙〇のとおり

複数店舗の変更を一括して届出る場合は、その旨を記入して、様式 2 別紙 (1 あるいは 2) を添付し、以下は空欄としてください。

1 販売所の所在地及び名称等

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 所在地 さいたま市浦和区〇〇1 丁目 1 番 3 号

名称 浦和商店 さいたま支店

TEL 048-△△△-〇〇〇〇

2 変更年月日

令和 8 年 1 月 5 日 (代表者の変更)

変更の内容が複数ある場合は、併記するか下行を設けて記入してください。

3 変更した内容

変更内容	代表者の変更
変更前	埼玉 太郎
変更後	埼玉 次郎

変更前の届出受理番号を記載してください。
不明の場合は、当所にお問合せください。

4 届出受理番号

農薬販売届埼玉県第〇〇〇〇号

5 受理日・受理番号 (記入しないでください。)

備考 記の 1 における「販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

(4) 様式2別紙1 代表者等の変更が生じた埼玉県内農薬販売店一覧

埼玉県及び郡名は省略し、市町村名から記入してください。				変更した内容と変更前後を記入してください。		届出者名称： 株式会社 浦和商店		
1 販売所の所在地及び名称等				2 変更年月日	3 変更した内容 (代表者の変更)		4 農薬販売届 埼玉県受理番号	受理番号記入欄 (記入しないで ください)
郵便番号	所在地	名称	TEL		変更前	変更後		
333-1230	〇〇〇〇市〇〇〇〇区AAAAA 100-101 BBBBBビル1階	ABCDEFH IJK ストア 浦和商店LMNOPQ店	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	令和8年1月5日	埼玉 太郎	埼玉 次郎	7000	変更前の届出受理番号を記載してください。 不明の場合は、当所にお問合せください。 また、番号順に縦列に記載してください。
333-1231	〇〇〇〇市△△△区▼▲▼1-11	浦和商店▼▲▼店	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	令和8年1月5日	埼玉 太郎	埼玉 次郎	7001	
333-1232	AB市CDE1-2-3	浦和商店CDE店	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	令和8年1月5日	埼玉 太郎	埼玉 次郎	7002	

様式2別紙の記入上の留意点

- 1 様式2別紙の印刷サイズは、A4の横置きあるいはA3の縦置きで提出してください
- 2 入力するセルのフォントとポイントは自由ですが、セル内で文字がはみ出していないか、印刷のうえ確認をお願いします。
印刷後の印字が不完全な場合は、行幅あるいはページ左右の余白を調整してください。
正しく印刷できない場合は、修正をお願いする場合もありますので、御注意ください。
- 3 変更の対象となる店舗数が多く行数が足りない場合は、行単位でコピーして行を増やしてください。
なお、ページが複数になる場合、表の見出しが2ページ以降にも表示されるよう設定してありますので、変更しないでください。

(5) 様式2別紙2 住所や名称に変更が生じた埼玉県内農薬販売店一覧

1 販売所の所在地及び名称等							2 変更年月日	3 変更した内容	4 農業販売届 埼玉県 受理番号	受理番号記入欄 (記入しないでく ださい)
郵便番号 (変更前)	郵便番号 (変更後)	所在地 (変更前)	所在地 (変更後)	名称 (変更前)	名称 (変更後)	TEL				
000-1111	000-1112	000市△△△区AAA1-1-1	000市△△△区AAA1-1-10	浦和商店 AAA店		000-000-0000	令和8年1月5日	所在地の移転	7000	変更前の届出受理 番号を記載してく ださい。
000-3336		□□市○○○CCC5-1		浦和商店 CCB店	浦和商店 CCC店	000-000-0000	令和8年1月5日	名称の変更	7001	不明の場合は、当 所にお問合せくだ さい。
000-1234	000-1212	□□市○○○CBA5-1	□□市○○○CDE-1	浦和商店 CBA店	浦和商店 CDE店	000-000-0000	令和8年1月5日	所在地の移転 名称の変更	7003	また、番号順に縦 列に記載してくだ さい。

様式2別紙の記入上の留意点

- 1 様式2別紙の印刷サイズは、A4の横置きあるいはA3の縦置きで提出してください
- 2 入力するセルのフォントとポイントは自由ですが、セル内で文字がはみ出しているか、印刷のうえ確認をお願いします。
印刷後の印字が不完全な場合は、行幅あるいはページ左右の余白を調整してください。
正しく印刷できない場合は、修正をお願いする場合もありますので、御注意ください。
- 3 変更の対象となる店舗数が多く行数が足りない場合は、行単位でコピーして行を増やしてください。
なお、ページが複数になる場合、表の見出しあは2ページ以降にも表示されるよう設定してありますので、変更しないでください。

(6) 廃止 (様式3)

様式3 (農薬取締法第17条関係)

農薬販売届 (廃止)

販売店の閉店日又は農薬の取扱いを止めた日等から
2週間以内です。

令和8年1月9日

埼玉県知事宛

法人の場合は、その名称
及び代表者の職・氏名を
記入してください。

住所
氏名

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

株式会社 浦和商店

代表取締役 埼玉 次郎

TEL

048-824-2111

押印は不要です。

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

以下、様式3別紙のとおり

複数店舗の変更を一括して届出る場合は、
その旨を記入して、様式3別紙を添付し、
以下は空欄としてください。

1 販売所の所在地及び名称等

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 所在地 ○〇市▽▽▽1丁目1番4号

名称 浦和商店 ▽▽▽支店

TEL 〇〇〇-△△△-〇〇〇〇

2 廃止年月日

令和8年1月5日

農薬販売の取りやめは、店舗は存続しますが、農薬販売部門を取りやめる場合が該当します。

その他を選択した場合は、右側のカッコにその具体的な内容を記入してください。

3 廃止した理由

店舗の閉鎖

農薬販売の取りやめ

その他 ()

4 届出受理番号

農薬販売届埼玉県第〇〇〇〇号

廃止前の届出受理番号を記載してください。

不明の場合は、当所にお問い合わせください。

5 受理日 (記入しないでください。)

(7) 様式3別紙 廃止する埼玉県内農薬販売店一覧

届出者名称: 株式会社 浦和商店

1 販売所の所在地及び名称等				2 廃止年月日	3 廃止した 理由	4 農薬販売届 埼玉県受理番号	
郵便番号	所在地	埼玉県及び都名は省略し、 市町村名から記入してく	名称	TEL			
336-3330	○○○○市AAA区 BBB 1-11	浦和商店 BBB 店		○○○-○○○-○○○○	令和8年1月5日	店舗の閉鎖	8000
336-3331	AB市CDE 1-2-3	浦和商店 CDE 店		○○○-○○○-○○○○	令和8年1月5日	店舗の閉鎖	8001
336-3332	CD町EFG 1-2-3	浦和商店 EFG 店		○○○-○○○-○○○○	令和8年1月6日	店舗の閉鎖	8002
				プルダウンで、該当理由を選択してください。農薬販売の取りやめは、店舗は存続しますが、農薬販売部門を取りやめる場合が該当します。 その他を選択した場合は、右側のセルにその具体的な内容を記入してください。			

様式3別紙の記入上の留意点

- 1 様式3別紙の印刷サイズは、A4の横置きあるいはA3の縦置きで提出してください
- 2 入力するセルのフォントとポイントは自由ですが、セル内で文字がはみ出しているか、印刷のうえ確認をお願いします。
印刷後の印字が不完全な場合は、行幅あるいはページ左右の余白を調整してください。
正しく印刷できない場合は、修正をお願いする場合もありますので、御注意ください。
- 3 廃止となる店舗数が多く行数が足りない場合は、行単位でコピーして行を増やしてください。
なお、ページが複数になる場合、表の見出しあり2ページ以降にも表示されるよう設定してありますので、変更しないでください。

<参考 農薬取締法その他関係法令について(令和7年12月1日現在の規定)>

第1 農薬の範囲

農薬とは、農作物(樹木・農林産物を含む)を害する病害虫の防除に用いる殺菌剤・殺虫剤・殺鼠剤・除草剤・その他の薬剤(防除のために利用される天敵は農薬です。)などの薬剤です。(農薬取締法第二条)

農作物等に使用する家庭園芸用のスプレーなど(農林水産省の登録番号が付いているもの)も農薬です。

ハエ、カ、ゴキブリ等の衛生害虫用やアリ、ハチ、ムカデ等の不快害虫用の薬剤は農薬ではありません。

第2 農薬販売を行う際の遵守事項

1 販売の届出

- (1) 個人または法人等が新たに農薬の販売を開始する場合(開設)は、開始の日までに届出が必要です。(農薬取締法第十七条)
- (2) 農薬を販売する店舗(支店等を含む)を増やした場合(増設)は、その店舗の農薬販売開始日から2週間以内に届出が必要です。(農薬取締法第十七条)
- (3) 届出内容に変更があった場合(変更)は、変更が生じた日から2週間以内に届出が必要です。(農薬取締法第十七条)
- (4) 農薬の販売を中止した販売所(廃止)は、その日から2週間以内に届出が必要です。(農薬取締法第十七条)

現在、農薬の販売を中止しているが今後、販売をするかもしれない場合は、廃止届の提出は不要です。

2 農薬の取扱い

- (1) 農林水産省の登録番号がない農薬及び特定農薬(地場で生息する天敵、エチレン、次亜塩素酸水(塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。)、重曹、食酢)以外の農薬、安全性などに問題があり、販売禁止農薬(DDTなど全28種類)として指定された農薬は販売することはできません。(農薬取締法第十八条) また、使用もできません(農薬取締法第二十四条)
- (2) 容器又は包装に規定による表示(登録番号、農薬の種類、名称、有効成分、内容量、適用病害虫の範囲、使用方法、最終有効年月日等)のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはいけません。(農薬取締法第十八条)
- (3) 農薬の有効成分の含有濃度や効果に関して、虚偽の宣伝を行ったり、登録を受けていない農薬を登録を受けていると誤認させるような宣伝を行ってはいけません。(農薬取締法第二十一条)
- (4) 駐車場・墓地など非農耕地用に限定して販売している除草剤で、農林水産省の登録がないものは「農薬として使用できない」旨を容器、包装に表示。販売者においては公衆の見やすい場所にその旨を表示しなければ販売できません。(農薬取締法第二十二条)
- (5) 最終有効年月を過ぎた農薬の使用は行わないよう努めることとされています。(農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第二条第二項)
- (6) 農林水産大臣の登録を取得していない者による農薬の製造又は加工(小分け含む)は禁止されており、そのような農薬を販売することも禁止されています。(農薬取締法第三条)

3 店舗の状況

- (1) 農薬は安定している場所に陳列してください。
- (2) 毒物又は劇物(以下「毒劇物」という。)を販売する場合、カギをかける設備(棚等)があるところで陳列してください。(毒劇物取締法施行規則第四条の四第三号)
- (3) 農薬は食品や生産資材と区分けして陳列してください。
- (4) 毒劇物と普通物は区分けしてください。(昭和五十二年薬務局長通知)
- (5) 毒物の陳列場所には「医薬用外毒物」、劇物の陳列場所には「医薬用害劇物」の表示をしてください。(毒劇物取締法第十二条第三項)

4 農薬の保管倉庫の状況

- (1) 雨水の浸水及び盗難や紛失の心配のない構造にしてください。(毒劇物取締法第十一條)
- (2) 毒劇物の保管してある倉庫は施錠してください。(毒劇物取締法施行規則第四条の四第二号)
- (3) 農薬は食品や生産資材と区分けして保管してください。
- (4) 毒劇物と普通物は区分けしてください。(昭和五十二年薬務局長通知)
- (5) 毒物の保管場所には「医薬用外毒物」、劇物の保管場所には「医薬用害劇物」の表示をしてください。(毒劇物取締法第十二条第三項)

5 帳簿

- (1) すべての農薬(毒劇物、普通物、水質汚濁性、特定農薬)について種類別に譲受数量及び譲渡数量が確認できる帳簿を整備してください。(農薬取締法第二十条)
- (2) 水質汚濁性農薬については種類別に譲受数量及び譲渡先別譲渡数量が確認できる帳簿を整備してください。(農薬取締法第二十条)
水質汚濁性農薬は次の農薬が指定されています。
シマジン(CAT):普通物、除草剤 (農薬取締法施行令第二条)
- (3) (1)の帳簿は普通物の農薬で3年間、毒劇物の農薬で5年間の保管が必要です。毒劇物については、(1)の帳簿のほか譲渡先の確認書面(住所、氏名、押印又は署名、職業)を整備し、5年間の保管が必要です。(農薬取締法施行規則第十六条第二項、毒劇物取締法第十四条、第十五条)
- (4) 帳簿の目的は数量管理にあります。農薬の保管管理の徹底及び盗難、紛失の防止を心がけてください。
- (5) 毒劇物に該当する農薬を販売する場合は、毒物及び劇物取締法の手続きが別途必要となりますので、販売所の所在地を管轄する保健所にお問い合わせください。(毒物及び劇物取締法第四条第二項)

6 立入検査と報告・命令(農薬取締法第二十九条)

国及び県の農薬取締職員は、農薬販売者に対して販売所その他必要な場所に立入り、その業務内容や帳簿、その他必要なものを検査できるとともに、その業務に関する報告を求めるることができます。

この検査は、定期的かつ無通告で行っていますので、御了知いただくと共に御協力をお願いします。